

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税徴収等請求上告事件

国側当事者・国

平成25年6月6日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年4月13日判決、本資料262号－79・順号11929）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年10月23日判決、本資料262号－226・順号12076）

決 定

上告人 甲

被上告人 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

同指定代理人 森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年6月6日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹